

新たな行財政改革 取組シート

取組項目	税収確保対策					
1 これまでの具体的取組内容						
(適正な賦課徴収に関する取組)						
<ul style="list-style-type: none"> 三重県地方税収確保対策連絡会議の設立(H12～) 県・市町税滞納整理併任職員制度の創設(H12～) ISO9000s の導入(H14 一部県税事務所で導入、H15～全県税事務所に導入拡大) 高額滞納案件の指定による積極的な滞納整理(H16～) 三重地方税管理回収機構の設立(H16～) インターネット公売の実施(H17～) コンビニエンスストアでの納付(自動車税)の導入(H19～) 個人住民税の特別徴収の加入促進・全指定に向けた取組(H21～) 個人住民税特別滞納整理班の設置(H22～) 						
(税務広報に関する取組)						
<ul style="list-style-type: none"> 自動車税 納期内納付推進キャンペーンの実施 e-モニターの活用による県民の意見の収集 HP「県税のページ」や県広報「県政だよりみえ」を活用した税務広報 						
2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題						
【強み】						
<ul style="list-style-type: none"> 三重県地方税収確保対策連絡会議や三重地方税管理回収機構など、県と市町がともに税収確保に取り組む仕組みがつくられている。 高額滞納案件の積極的な滞納整理や差し押さえ強化などにより、個人県民税を除く県税については、徴収率の向上や収入未済額の縮減が進んでいる。 ISO9000s の仕組みを用いた業務の標準化、目標の進捗管理、業務改善等を継続的に実施している。 						
【弱み】						
<ul style="list-style-type: none"> 個人県民税について、県による直接徴収と給与所得者の特別徴収を市町とともに推進しているが、現状では未済額は高額にのぼり、徴収率もそれ以外の税と比較し低位に留まっている。 自動車税の納期内納付率は税額ベース、件数ベースとも近年は連続して向上しているが、まだ改善の余地が残されている。 						
(参考)						
■ 県税徴収率の推移						
項目／年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (※)
県税計	97.3%	97.5%	97.6%	97.3%	96.4%	96.5%
個人県民税	90.8%	91.9%	93.8%	92.8%	91.6%	91.1%
それ以外の税	98.5%	98.6%	98.8%	98.9%	98.9%	99.1%
■ 県税収入未済額の推移 (単位：百万円)						
項目／年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (※)
県税計(A)	5,602	5,624	6,444	7,016	7,281	6,836
個人県民税(B)	3,031	2,937	4,139	5,050	5,867	5,731
構成比(B/A)	54.1%	52.2%	64.2%	72.0%	80.6%	83.8%
それ以外の税(C)	2,571	2,687	2,305	1,967	1,414	1,105
構成比(C/A)	45.9%	47.8%	35.8%	28.0%	19.4%	16.2%
※ H22 の数値は決算見込み						

■自動車税の納期内納付率の推移 (単位：百万円、件)

項目／年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
税額ベース(A/B)	72.7%	74.4%	74.6%	75.4%	75.8%	76.7%
コンビニ納付率(C/B)	—	19.3%	20.9%	24.7%	28.4%	30.6%
定期課税税額(A)	30,087	29,912	29,614	29,210	28,527	28,387
納期内納付税額(B)	21,882	22,265	22,085	22,015	21,628	21,787
コンビニ納付税額(C)	—	4,299	4,612	5,437	6,153	6,660
件数ベース(A/B)	74.0%	75.6%	75.7%	76.5%	77.0%	77.9%
コンビニ納付率(C/B)	—	18.5%	20.0%	23.7%	27.4%	29.4%
定期課税件数(A)	823,332	809,201	803,474	789,313	780,833	777,156
納期内納付件数(B)	609,294	611,696	608,313	603,558	601,394	605,397
コンビニ納付件数(C)	—	113,015	121,954	142,889	164,630	177,822

ご意見をいただきたいポイント

■ 個人県民税の税收確保

市町において市町村民税とあわせて賦課徴収される個人県民税が、県税の収入未済額の 83.8% を占めるに至っています。今後、個人県民税の税收確保をいかに図っていくべきかご意見をいただきたい。

■ 市町の徴収力促進に対する県のサポート

県と市町は協力して納税秩序を確立し、自主財源確保のための取組を進めていく必要がありますが、この取組は市町によって意識・行動に温度差があります。市町の徴収力確保などの取組を促進するため、県としてどのようなサポートに取り組んでいくべきかご意見をいただきたい。

■ 県民が納税しやすい環境づくり

県民の方の自主申告・自主納税の意欲をより高めるためには、税に関する県民の理解を深めるとともに、自主申告、自主納税しやすい環境を整える必要がありますが、納税者としての視点から、どのような取組が効果的であるかご意見をいただきたい。

■ その他の取り組むべき課題

国と地方のいずれも財政状況が非常に厳しい中、税收確保の観点から地方公共団体として取り組むべき、その他の課題についてご意見をいただきたい。

(参考)他県での取組例

- ・ 静岡地方税滞納整理機構の設立(H20.4)ー県と市町村が共同して滞納事案を処理ー
- ・ 京都府地方税機構の設立(H22.1)ー府と市町が共同で徴収業務を実施ー

「三重地方税管理回収機構」の概要について

三重地方税管理回収機構は、市町村税の徴収体制を強化するため、県内全域で滞納整理を行う一部事務組合として県内全市町村が構成団体となり平成16年4月1日に設立されました。県内各市町の滞納整理困難事案を引き受け、専門的徴収手法を駆使し、滞納処分を前提に迅速に滞納整理を行っています。

組織の概要

(1) 性格と名称	地方自治法第284条に基づく一部事務組合 「三重地方税管理回収機構」
(2) 構成団体	県内全市町(29市町 設立時は66市町村) 支援団体である県からの支援策を受ける。 ・県職員の派遣(3名) ・県補助金(H16・17は1,700万円、H18は850万円) H19から廃止 ・事務所としての県有施設の提供(県庁舎)
(3) 処理業務	市町村税・個人県民税の滞納整理 (原則として国民健康保険税を除く) 滞納処分の執行停止、不納欠損処分の適否判定 滞納整理に係る実務研修 滞納整理に係る個別相談
(4) 処理基準	当該市町での整理困難事案 不動産公売事案 滞納処分の執行停止、不納欠損処分検討事案
(5) 平成22年度の活動状況 (平成23年3月末)	・滞納事案の引き受け状況 28市町から714件、15億4,961万円。 ・徴収状況 6億3,482万円を徴収。完納件数は111件。 ・滞納処分状況 999件を差押え、2億6,011万円を換価。

個人住民税対策の取組状況について

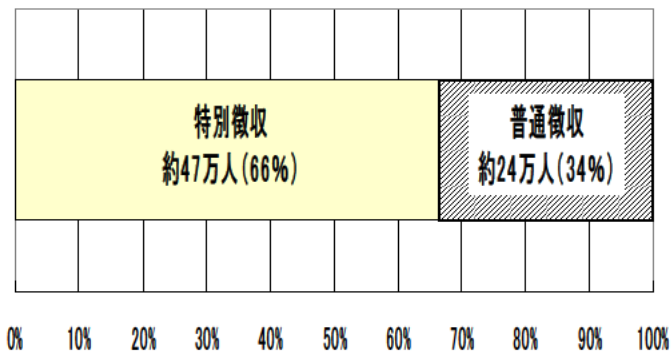
1 個人住民税特別徴収の加入促進・全指定に向けた取組(平成21年度～)

①取組の主旨

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収^{注1}の方法によって徴収することとされていますが、依然として3割以上の給与所得者が普通徴収^{注1}となっています。

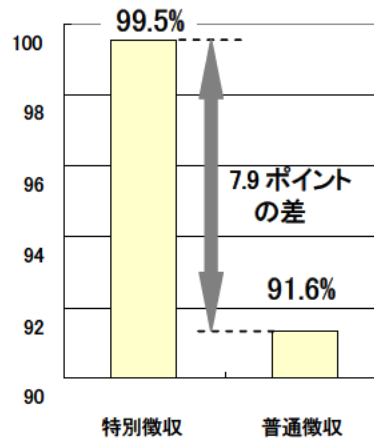
徴収率の向上^{注2}及び新規滞納の発生の抑制のために、特別徴収制度の加入促進を図り、普通徴収となっている給与所得者を特別徴収に切り替えていくことが重要と考えます。

図1 徴収方法別の人数・割合(H21)



※特別徴収：給与所得者（特別徴収）の人数・割合
普通徴収：給与所得者（普通徴収）の人数・割合

図2 徴収方法別の徴収率(H21)



※特別徴収：給与所得者（特別徴収）の徴収率
普通徴収：すべての所得者（普通徴収）の徴収率

②これまでの取組内容について

県と県内全市町が協働して加入促進対策を実施しており、特別徴収納税義務者数の10%相当数(約47,000人)の普通徴収納税義務者が対象となるように、下記の取組等を実施しました。

【取組実績】

取組内容	平成21年度	平成22年度
事業所への訪問又は電話による周知	936 事業所	1,652 事業所
事業所へ郵送等による周知	127,272 事業所	125,011 事業所
各種関係団体等への訪問	106 ヶ所	90 ヶ所
県内29市町の広報誌への掲載	11月号、12月号	11月号、12月号
県広報紙「県政だよりみえ」への掲載	11月号、12月号	11月号、12月号
県ホームページにて内容の周知	平成21年10月から実施	
取組成果(個人住民税全体)	約4.6億円 ^{注2}	H23年7月に判明

注1：個人住民税の特別徴収

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(個人市町民税 + 個人県民税)を徴収(天引き)し、納入する制度です。

注2：平成21年度 of 取組成果について

平成21年度においては、下記の通り成果があがったものと考えます。

納税義務者数に占める特別徴収義務者数の割合 = 4.9ポイント増加

個人住民税の調定額に占める特別徴収額の割合 = 3.8ポイント増加

個人住民税の増収効果(推計値) = 約4.6億円増

平成23年度の取組みについて

三重県地方税収確保対策連絡会議において、複数年かけて継続的に取組を進めていくことが決定されており、平成23年度以降も引き続き、市町と県とで連携して、これまでと同様の取組を進め、特別徴収への切り替えを促進していく予定です。

また、県と市町で構成している「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、先行的な取組をしている自治体の事例を参考としながら、全指定に向けた取組を進め、個人住民税の滞納額の縮減に努めていきたいと考えています。

2 個人住民税特別滞納整理班の設置等(平成22年度～)

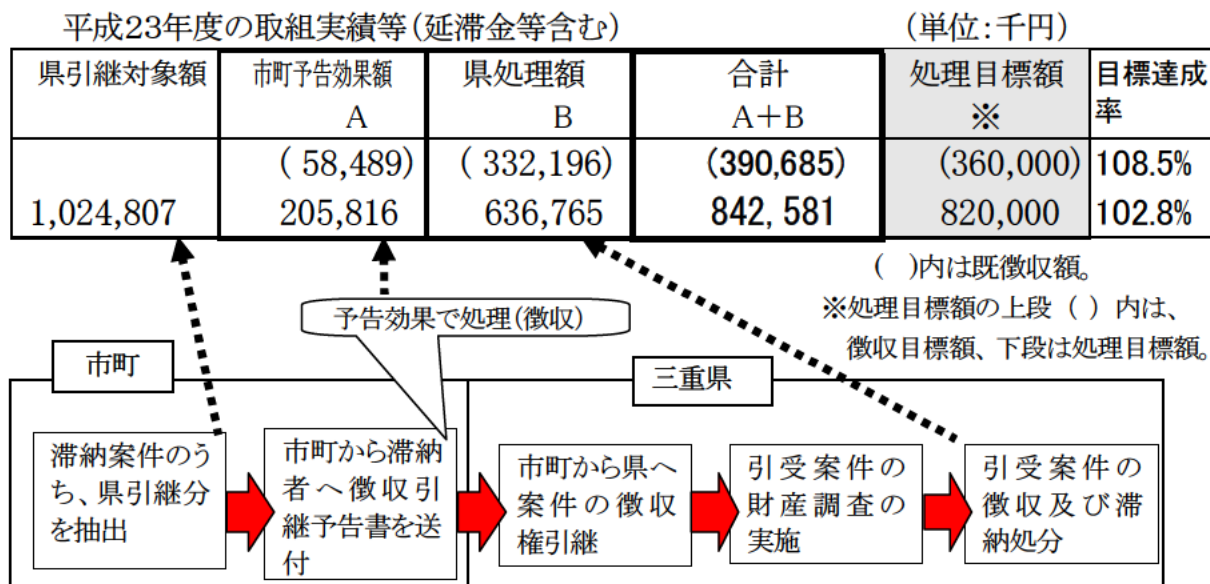
取組の主旨

平成22年度から、税務政策室内に「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、県内10市町^{注3}からの職員派遣とあわせて個人住民税の滞納案件を受け入れ、県職員6名(総務部滞納整理特命監1名含む)と市町職員が協働して、地方税法第48条^{注4}に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

滞納整理業務に精通した県職員を配置し、滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、一カ所で集中して、大量に組織的に困難案件も含めた滞納整理を実施しています。このことで、派遣市町職員の滞納整理技術の向上により、当該市町の徴収率の向上を図っています。

②これまでの取組成果について

平成22年度に、約8億4,258万円を処理(自主納付、市町の引継予告、差押の執行、納付約束等)し、約3億9,069万円を徴収しています。



③平成23年度の実績について

平成23年度についても11の市町^{注5}から同班への参加希望があります。

今後も引き続き、様々な機会を通じ取組の効果等に関する説明を行い、より多くの市町に参加いただくことにより、効果的な個人県民税対策を実施していきます。

注3：平成22年度派遣受入10市町について

【一年間受入】志摩市・尾鷲市・紀北町各1名、【9ヶ月間受入】菟野町・鳥羽市各1名

【半年間受入】津市2名(半年ずつ)・東員町・川越町・大台町各1名

【5ヶ月受入】木曾岬町1名

注4：地方税法第48条

滞納となっている個人住民税(個人県民税+個人市町民税)については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

注5：平成23年度の参加予定市町について(合計11市町)

【一年間受入】桑名市、いなべ市、志摩市、尾鷲市、紀北町各1名

【9ヶ月間受入】菟野町1名

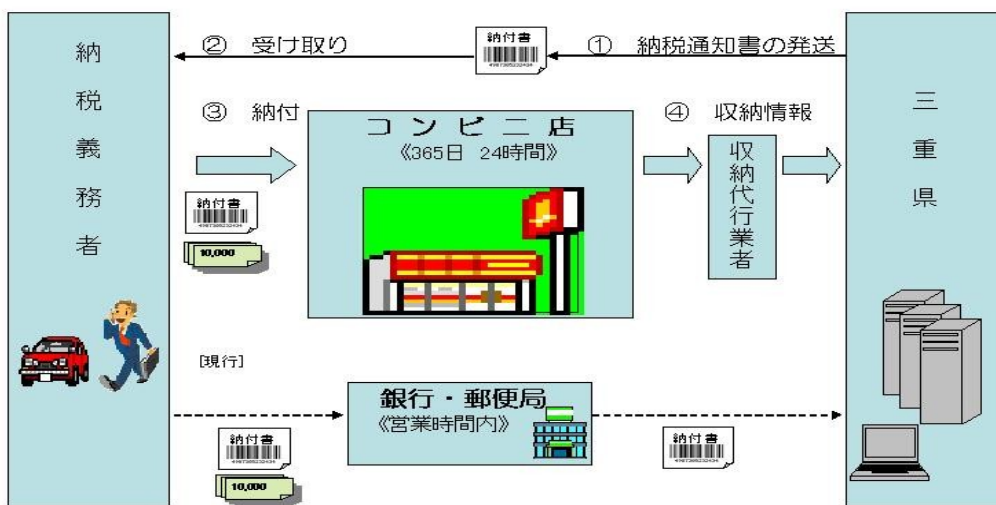
【半年間受入】津市2名(半年ずつ)、鳥羽市、木曾岬町、多気町、明和町各1名

コンビニエンスストアによる収納（コンビニ収納）の概要について

1. 導入の背景

平成15年4月の地方自治法施行令の改正により、地方税の収納事務をコンビニエンスストア等の私人に委託することが可能となりました。これを受けて、平成16年4月より東京都と福岡県が自動車税のコンビニ収納を開始し、現在では全都道府県で導入されています。

三重県では平成19年度から自動車税のコンビニ収納を導入し、金融機関等の営業時間内に限られていた納付機会を24時間いつでもできるように拡大しています。



自動車税事務所：納税通知書の発行

納税義務者：納税通知書の受取

納税義務者：コンビニエンスストアで納付

コンビニ店舗：コンビニ本部を経由して収納代行会社へ収納情報及び収納金を送付

収納代行会社：三重県へ収納情報及び収納金を送付

2. 導入経費

平成18年度 三重県税務総合システム改修費用等 35,334千円

平成19年度～ コンビニ収納取扱手数料（取扱件数×61.95円）

22年度実績 15,151千円

3. 対象税目【自動車税】

- (1) 事前にバーコードを印字する必要があることから、納税通知書を発送する税金であること。
- (2) 1件当たりの税額が高額でないこと。（コンビニでは30万円が上限とされている）
- (3) 毎年約78万件を課税しており、その納税者の数も膨大であることから、県民の利便性の向上に最も効果があり、県民の要望に応えることとなると判断しました。

4. 収納事務の委託を行うコンビニチェーン

県内に10店舗以上又は県外居住者等に配慮し愛知県かつ大阪府で50店舗以上営業しているコンビニ店を選定

コンビニ本部名	(コンビニ店舗名)
・(株)サークルKサンクス	(サークルK、サンクス)
・(株)ファミリーマート	(ファミリーマート、エーエム・ピーエム)
・(株)ローソン	(ローソン)
・ミニストップ(株)	(ミニストップ)
・(株)ココストア	(ココストア、エブリワン)
・(株)セブン-イレブン・ジャパン	(セブン-イレブン)
・(株)デイリーヤマザキ	(デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー)

5. コンビニ収納できる納付書等

- ・自動車税納税通知書
- ・督促状、催告状、差押事前通知書
- ・口座振替不能通知書兼納付書
- ・減額通知書兼納付書
- ・延滞金納付書

以上外部委託帳票

- ・県税事務所が発行する納付書
- ・自動車税事務所が発行する納税通知書

6. 導入の効果

コンビニ収納は、24時間いつでも納付ができるため、金融機関の窓口時間外の納税義務者の利便性が向上したものと考えます。

平成23年度納期内にコンビニ利用した内訳

収納件数 177,822件で全体の29.4%

収納金額は、約67億円で全体の30.6%

うち金融機関の営業時間外(旧祝日を含む)収納件数 118,854件(66.8%)

平成23年度の自動車税納期内納付の状況

件数 77.9%(導入前18年度74.0%)

収納額 76.7%(導入前18年度72.7%)

7. 課題等

- ・ 収納手数料が高い。
- ・ 延滞金を計算して収納してもらえない。(バーコードに設定した金額以上の収納ができない。)
- ・ 収納金額(税額)に30万円の上限があるため、他税目への拡大が難しい。

8. 参考

- ・ 県内市町のコンビニ収納の実施状況(H23.7現在)
津市、四日市市、玉城町等 16市町(税目:軽自動車税、固定資産税等)
- ・ 自動車税以外の税目でコンビニ収納を行っている都道府県(H23.7現在)
埼玉県、東京都、愛知県等 10都県(税目:個人事業税、不動産取得税等)